

5 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

5.1 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

○国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。

○平成24年度は、11の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計12件行い、改善を求めました。

表6:事故等の報告に基づく行政指導の実施状況(平成24年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要	改善の概要
大 阪 市 局 大 交 通 局	H24. 4. 3	駅職員の喫煙により火災警報機が鳴動し、列車が遅延したことから、管理体制などの背後要因を含めた原因究明をし、再発防止対策を講じるよう警告	・繰り返しの注意喚起 ・不祥事事例の事案の提供並びに各職員に問題意識を持たせる取組みの推進
近 畿 日 本 道 近 畿 日 本 道 鉄 道	H24. 5. 9	運転士等が乗務員宿泊施設等において、乗務前夜に飲酒していたことから、乗務員の管理体制を検証し、再発防止対策を講じるよう警告	・社内通達の発出 ・法令倫理教育の実施と理解度の確認 ・宿泊所等の巡回強化
愛 知 環 状 道 愛 知 環 状 道 鉄 道	H24. 6. 1	運転士が、車掌のアルコール検査記録を示し点呼を受け、列車に乗務したことから、点呼の実施状況を検証し、運転士等の執務の厳正の確立するよう警告	・コンプライアンスに関する社員教育の実施 ・点呼時のアルコールチェック体制の強化・内規類の制定
阪 急 電 鉄	H24. 6. 8	ATSスイッチ未投入の入換車両が信号冒進し、分岐器を損傷する事象を連続して発生させたことから、背後要因を含めた原因究明をし、再発防止対策を講じるよう警告	・必要な箇所にATS確認操作を自動的にキャンセルするループコイルを設置し、信号冒進の際にはATSで自動停止させる
京 福 電 気 道 京 福 電 気 道 鉄 道	H24. 7. 10	車両停止標識を冒進し、踏切が無しゃ断になることを認知しながら無断退行したことから、規定に違反した危険な運転を防止するよう警告	・教育・指導による適正な運転取扱いの再徹底 ・ホーム端に「行き先確認」看板設置 ・入換車両停止限界に警告灯設置
J R 北 海 道	H24. 7. 20	運転士が走行中に両耳に耳栓をした状態での列車乗務したことは、列車防護無線などが聞こえないことにより、安全を脅かすおそれがあることから警告	・管理者及び運転士に指導周知し、定期的な反復指導、チェックを継続実施 ・青函トンネル内の騒音対策として、レール削正及び車両の防音対策を実施
J R 東 海	H24. 7. 24	線路内に立入った列車見張員が列車と接触し死亡したことから、同種事故の再発を防止するため警告	・線路内立入時の基本動作の再徹底 ・安全パトロールによる実施状況の確認
近 江 鉄 道	H24. 8. 16	運転士が走行中に私用の携帯電話を使用したことから、運転取扱いの実態把握、教育の検証をし、執務の厳正が確保される措置を講じるよう警告	・務用携帯電話の貸与 ・研修等の実施による教育・指導等の強化
三 岐 鉄 道	H24. 11. 8	停止信号を冒進し安全側線に進出して列車を脱線させたことから、事故の背後要因を含め調査し、再発防止対策を講じるよう警告	・教育訓練の実施と、運転士個々の知悉度の把握及び知悉度向上のためのフォローアップの実施 ・ATS地上子の新設又は移設
J R 九 州	H24. 11. 12	高架化工事のクレーン車が新幹線の架線を支障する輸送障害を発生させたことから、施工の管理など背後要因を含め原因究明し、再発防止対策を講じるよう警告	・JR九州と請負会社間で工所用構造物の覚書を取交し、チェックを行う ・工事施工手順が変更になった場合、速やかな報告を請負会社に義務付
J R 九 州	H24. 12. 13	高架化工事の工所用踏切で、列車と工所用自動車が衝突させたことから、工事の施工管理及び安全監理体制を見直すなどの、措置を講じるよう警告	・工所用踏切取扱いの体制を整備し、管理者が現場を離れないようにする ・工所用踏切取扱者に取扱の手順等を再徹底し、事前に扱い方を確認する
J R 東 日 本	H25. 3. 3	新幹線と直通する車両が走行する区間で、新幹線ネットワークの一環として重要な輸送を担っている区間で列車脱線事故を発生させたことから、降雪時の安全輸送の確保について行政指導	・当冬の新在直通区間の監視体制を強化、脱線した区間の機械除雪を強化 ・脱線状況の調査、メカニズム解明、再発防止対策 検討のために、社内に専門委員会を設置

5.2 保安監査の実施状況

- 国土交通省では、鉄軌道輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて、保安監査¹⁵を実施しています。
- 平成24年度は、全国204鉄軌道事業者(平成25年3月末現在)に対して、計画的保安監査を50の鉄軌道事業者に対して計60回実施し、その結果に基づいて33の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計35件行い、改善を求めました。
- また、計画的な保安監査のほか、重大な事象が発生した場合等、特に必要があると認める場合には、特別保安監査を実施しており、平成24年度は、3鉄軌道事業者に対して実施し、その結果に基づいて、2鉄軌道事業者に対し表7のとおり文書による行政指導を行い、改善を求めました。

表7:特別保安監査結果に基づく行政指導の実施状況(平成24年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要	改善報告日	改善の概要
伊予鉄道	H24.11.6	平成24年9月30日、運転士が乗務点呼の際、一緒に乗務する車掌にアルコール検査の身替わりを依頼し、当該検査を受けずして列車を運転していたことに対し監査を実施 監査の結果、社内規程等に基づく点呼が適切に実施されていない状況を確認したので、点呼に係る規程類の再整備や要員の確保など、実施体制の構築及び確実な点呼の実施に関する改善及び安全管理体制の確立を指示	H24.11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤時の点呼は全て対面点呼とするよう服務規程の見直し ・点呼執行者の指導役として乗務長ポストを新設 ・本人確認機能付き新型アルコールチェッカーの導入 ・点呼執行者の再教育 ・鉄道部安全推進委員会の設置等
阪堺電気軌道	H25.1.22	平成23年11月26日から12月7日にかけて、複数の速度超過が認められたことに対し平成23年度及び平成24年度に監査を実施 監査の結果、恒常的な速度超過や運転の実態に合っていない発着時刻の設定などの状況が確認されたので、速度超過防止教育や発着時刻の見直しなど、運転に関する業務の適切な管理に関して改善を指示	H25.2.21	<ul style="list-style-type: none"> ・遅延状況等の検証による発着時刻の適正化 ・発着時刻の継続的な検証を行うため、現場の意見等を直ちに反映できる体制の整備 ・法令遵守の徹底について各種教育の実施 ・運転状況記録装置の設置計画の策定 ・経営トップと現場係員との安全ミーティングの定期的開催等

¹⁵ 保安監査は、鉄道事業法第56条(立入検査)及び同法第66条(国土交通省令への委任)の規定に基づく、鉄道事業等監査規則(昭和62年運輸省令第12号)で定める監査です。

5.3 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

- 国土交通省は、鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業法第23条に基づき、鉄軌道事業者に対して事業改善の命令を発しています。
- 平成24年度に発出した輸送の安全等に関する事業改善の命令はありません。

5.4 事故等の再発防止のための行政指導

- 国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。
- 平成24年度は文書による行政指導を1件行いました。

表8: 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況(平成24年度)

指導の概要	発出日
降雨による運転規制対象区間外で線路内に流入した土砂に乗り上げ、多数の負傷者が生じる列車脱線事故が発生したことから、降雨の状況に応じた運転規制を実施できる体制となっていることを確認等するよう指導	H24.9.28

5.5 踏切道改良勧告の発出状況

- 国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従って踏切道の改良を実施していないと認めるとき、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- 平成24年度に発出された勧告はありません¹⁶。

¹⁶ 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7.2 踏切保安設備の整備状況」を参考にしてください。

5.6 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」¹⁷を実施しています。
- 平成24年度は、52の鉄軌道事業者に対して、52回の運輸安全マネジメント評価を行いました。

¹⁷ 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> を御覧ください。